

平成28年度 堺市子ども虐待事例検証報告書の概要について

事例概要

堺市堺区のマンションで平成27年6月、当時3歳の男児を浴室に監禁したとして、大阪府警が平成28年7月27日に、実母と養父を監禁容疑で逮捕した。本児は平成27年6月15日に浴室で溺れたとして心肺停止状態で病院に救急搬送されたが、3日後に死亡した。

本市の関わりとしては、本児が生後3カ月の時に、母方祖母から子ども相談所に相談があり、一時保護した後、実母の同意により乳児院に入所措置をした。その後、実母は養父と婚姻し、本児を引き取りたいとの要望があったため、児童養護施設へ措置変更後、段階的な親子交流を経て、実母と養父の元に引き取りとなっていた。

問題点と課題

1 家庭引き取りの際の留意事項について

○本ケースでは、養育困難の理由で実母の同意により乳児院に入所措置したケースであるので、実母と養父が家庭引き取りの意向を示した以降、半年ほどの期間で段階を踏んで、保育園の入園等の支援環境を整えたうえで、家族再統合を進めていた。しかし、本ケースは、本児が出生後3カ月で乳児院に措置されており、実母が養育していないこと、ステップファミリーであること、本児の発達に課題があること、実母の養育能力が高くないことなど、家庭引き取りについてリスク要因が多いケースであったにもかかわらず、家庭引き取り後に本児及び本児の家庭が抱えるリスクに対するアセスメントと家庭引き取り後の支援が十分ではなかった。

2 家庭引き取り後の支援について

○家庭引き取りに際し、関係機関の担当者が集まって個別ケース検討会議を開催し、ケースの経過や本児及び家族の状態などの情報共有と、家庭引き取り後の支援に携わる機関の役割と支援方針について話し合われているが、各機関の役割分担や支援方針は一般的、抽象的なレベルにとどまり、具体的に踏み込んだ協議ではなかった。
○本ケースにおいては、家庭引き取り後にいろいろと問題が発生しているにもかかわらず、個別ケース検討会議はこの一度しか開催されてなかった。
○区子育て支援課には、実母等から、児童手当等の手続きや保育園及び子ども相談所の対応に関する相談は受けていたが、子どもの養育に関する相談はなかった。

3 家庭引き取り後の一時保護について

○一時保護の解除に関しては、子ども相談所は所内検討会議を開催し、法医学鑑定の結果を踏まえて判断したが、週明けの登園の際はけがをしていることが多いという情報も含めて考えると、虐待の可能性は低かったかもしれないが、自傷事故によるけがにはなるので、この家庭における養育のリスクが高まっている時期と捉えて、個別ケース検討会議を開催するなどして、具体的な支援内容を見直すべきだった。
○子ども相談所が、本児の顔や腕にやけどの跡や痣があると通告を受けた時は、法医学鑑定を依頼していなかったが、先の一時保護の際と同じ鑑定医に法医学鑑定を依頼していれば、先の鑑定を踏まえての意見が出されたかもしれないし、保護者に病院の診察を勧めて医療機関につなぐことができたら、また違った判断が得られたかもしれない。
○子ども相談所としては、親子の関係性の継続や子ども相談所との信頼関係が大きく損なわれる危惧から、職権による一時保護に踏み切れなかった。
○実母の入院中に、本児を父方祖父母宅に預けていた期間が、結果的には、本児の安全を確認できる最後の機会であった。今まで本児の養育にほとんど関わりのなかった親族宅に、養育が困難な本児が預けられていたことになるので、本児の養育状況を確認する観点からも、本児宅や父方祖父母宅に電話連絡や訪問等を行うべきであった。

再発防止に向けた提言

1 家庭引き取りの際の留意事項について

○家庭引き取りに際しては、子どもが入所している施設やその他の機関から子どもと保護者の状況に関する情報を集約し、家庭引き取りにかかるリスクアセスメントを多角的な視点で行ったうえで、家庭引き取り後の支援体制を整備しなければならない。
○乳幼児期に施設入所するなど、分離により愛着形成が阻害され、保護者の育児技術の習得の遅れや育児不安等がみられるケースについては、親子関係が安定して再構築されるよう、丁寧な支援が必要であることに十分に留意しなければならない。

2 家庭引き取り後の支援について

○子ども相談所が少なくとも6カ月程度は主担当機関として、家庭引き取り後の支援の中心を担うが、同時期に、育児不安や負担感を軽減し、保護者の相談に応じながらニーズにあった社会資源を紹介する寄り添い型の支援を区子育て支援課や他の機関が担うなど、役割を分ける必要がある。
○主担当機関の子ども相談所は、時系列的に家庭の状況やニーズの変化を把握して、長期的な展望をもったケースマネジメントを行っていくことが必要である。そのためには、家庭引き取りを判断する所内対応会議で使用しているチェックリスト等を活用して、引き取り後の経過を可視化し、所内で共有してケースマネジメントするツールや方法の検討が望まれる。
○個別ケース検討会議は、個別のケースごとに、状況の変化に応じて開催する必要がある。家庭引き取り後の一時保護の解除の前後において開催する等、あらかじめ、どういう事態になれば開催するかを決めておく必要がある。

3 家庭引き取り後の一時保護について

○家庭引き取り後の一時保護の判断は、家族再統合に向けた親子の関係性の継続や子ども相談所との信頼関係の維持を尊重する一方、子どもの生命及び安全を守ることを第一にとらえ、その時々状況に応じて、得られる情報を総合的に集約してリスクアセスメントし、リスクが高まっていると判断した時は、毅然と一時保護を実施しなければならない。
○家庭引き取り後の一時保護を解除する際は、今後の子どもの安全安心に十分に留意するため、解除の際の条件として、今後受傷機転の不明な傷がある場合は、子ども相談所としてどのように対応するかをあらかじめ保護者に伝えておくべきである。

4 その他

○子ども相談所において、家庭引き取り後のケースマネジメントをより一層丁寧に行っていくためには、児童福祉司の増員など支援体制の強化が必要である。児童福祉法の改正や国の児童相談所強化プランに沿って、体制強化を図りたい。一方、家庭引き取り後の家庭の保護者の育児不安や負担感を軽減し、保護者の相談に応じながらニーズにあった社会資源などを紹介する寄り添い型の相談支援を専ら担う区子育て支援課の家庭児童相談体制の強化も図る必要がある。